

「令和5年度大津市保健所運営協議会」の会議結果

- 1 開催日時 令和5年11月17日 金曜日 午後2時から午後3時まで
- 2 開催方法 オンライン、会場（大津市ふれあいプラザ5階大会議室）
- 3 出席者 委員 8人
オンライン 河南委員、近棟委員
会場 安孫子委員、木村委員、重永委員、辻田委員、福田委員、
吉村委員
(欠席委員 佐藤委員、谷川委員)

事務局 17人
中村保健所長、須佐美保健所次長、平尾保健所専門員、大石保健総務課長、荒木地域医療政策課長、丸山衛生課長、中村動物愛護センター所長、松浦保健予防課長、龍田子ども発達相談センター所長、井上保健総務課長補佐、折目衛生課長補佐、金本保健予防課長補佐、藤本健康推進課長補佐、大下保健予防課係長、谷保健総務課主幹、北川保健総務課主査、黒飛保健総務課主任
- 4 議題 (1) 大津市保健所事業について
(2) 令和5年度おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）専門部会の会議結果について
(3) 第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会の設置について
(4) 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会の会議結果について
(5) 健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画の推進に係る専門部会の設置について
- 5 会議概要
(1) 開会
(2) 所長挨拶
(3) 委員、事務局紹介
(4) 会長、副会長の選出
(5) 議事（概要は以下のとおりです。）

議長 　　では議事1、大津市保健所事業について事務局からの説明をお願いいたします。

保健総務課の大石でございます。資料 1、大津市保健所事業について各所属よりご説明をさせていただきます。初めに 2 ページをご覧ください。

保健総務課、地域保健推進室の事業についてご説明いたします。

(1) 保健所運営事業は、保健所運営協議会の開催の他、保健医療基本計画の推進などの事業を実施しています。保健医療基本計画につきましては、令和 6 年度に終期を迎えることから、次期計画の策定に向けた市民意識調査を今年度実施いたします。

(2) 衛生統計調査事業は、国からの委託を受けて実施している事業であります。今年度は、患者調査や受療行動調査などの医療統計調査を実施しております。

(3) の①総合保健対策事業は、シックハウスなどの化学物質過敏症対策として策定したガイドラインに基づき、その周知や適正運用を図っている他、市内看護学校への支援などを実施しております。

②健康おおつ 21 推進事業では、本市の健康増進計画として策定した健康おおつ 21 第 2 次計画の効果的な推進を図るため推進会議を開催し計画の進捗管理を行っています。また、健康おおつ 21 応援団による健康づくりを推進しております。

③健康危機管理体制整備事業では、災害時に使用する機器や備蓄医薬品の整備等を行っております。また、新たな感染症の発生等に迅速に対応できるよう、令和 4 年度より健康危機管理対策協議会を運営している他、健康危機対応計画の策定に現在取り組んでいるところでございます。

(4) 医務薬務等指導事業では、診療所や薬局等の許可及び届出に関する事務を行うとともに医療機関への監視指導を行っております。また、医薬品や毒物劇物等を適正に販売管理しているかについて監視指導を行っております。

最後に、(5)すこやか相談所運営事業は、市内 7 か所のすこやか相談所に保健師等を配置し、健康相談、訪問指導等の事業を行っております。本年度は、10 月 1 日に比叡すこやか相談所を平和堂坂本店に移転し、市民に身近で、健康や介護等の相談に気軽にご相談いただける施設として現在運営をしております。

以上、保健総務課、地域保健推進室の事業の説明とさせていただきます。

引き続きまして、資料 4 ページをお願いします。

地域医療政策課荒木と申します。よろしくお願いいたします。

地域医療政策課では、在宅医療提供体制の整備の推進や、救急医療などの体制確保といった、地域医療確保支援事業と、地方独立行政法人市立大津市民病院運営支援等業務に取り組んでおります。

事業の概要は資料の通りでございますが、本日は特にご説明申し上げたい事項として 2 点ご説明申し上げます。

1 点目は在宅医療提供体制の強化についてです。

本市は、在宅医療提供体制の整備として、訪問診療、訪問看護の体制強化に取り組んでいます。訪問看護の体制強化は、一定の常勤職員数や実績などを満たす機能強化型訪問看護ステーションを市内に3か所整備し、在宅医療介護の連携拠点として、医療職やケアマネージャーなどの専門職の相談の中核となる拠点訪問看護ステーションを3か所整備して参りました。

現在は、機能強化型訪問看護ステーションの更なる整備に取り組んでおります。また、訪問診療の体制強化については、訪問診療実施医療機関をバックアップする病院を3か所整備して参りました。今後も引き続き、在宅医療提供体制整備として、訪問診療、訪問看護の体制強化を推進して参ります。

2点目は、市民病院の運営についてです。

現在市民病院では、新型コロナが2類相当から5類に移行してからも、感染症ERを活用して多くの感染症患者を受け入れています。令和5年度は、河内理事長と日野院長のリーダーシップのもと、女性医師による乳腺外科や泌尿器外科などの女性外来を立ち上げるとともに、10月からは脳神経外科の医師の体制が充実するなど診療機能を強化されています。さらに、訪問診療を実施している診療所のお医者様を、市民病院の専門医がサポートしたり、地域の診療所や病院と人事交流するなど、地域との絆を深める活動にも積極的に取り組んでいます。このような市民病院の取り組みに対し、設立団体として運営をしっかりと支援して参ります。

以上、地域医療政策課の説明とさせていただきます。

続きまして資料5ページをお願いします。

衛生課の事業について概要を説明させていただきます。

(1)総合保健対策事業のうち、①食環境整備事業につきましては、平成29年3月に策定した第3次食育推進計画に基づき、食育の推進の進捗管理を行っているところでございます。令和5年度につきましては、健康おおつ21第3次計画と第4次大津市食育推進計画を作成し、本市における総合的な健康づくりを推進するところでございます。なお、この事業の国民健康・栄養調査は、指定された各地域の市民の方に調査をする事業でございます。

次に、(2)生活衛生対策事業、①生活衛生監視指導事業につきましては記載の通り、旅館業法をはじめとする関係法令に基づく営業許可、或いは届出の事務、施設に対する計画的な監視指導を実施するものでございます。

②生活衛生啓発事業につきましては、営業施設に起因する感染症等の発生を防止するために、事業者、市民を対象とした講習会を開催する事業でございます。

③衛生総務事業につきましては、生活衛生、或いは食品衛生に関係する総合衛生システムの維持管理を行う事業でございます。

④公衆浴場運営補助事業につきましては、市内に8浴場を、公衆浴場として事業運営されておりますが、それぞれの浴場が適正な営業管理ができるように、補

助するものでございます。

(3) 食品衛生対策事業、①食品衛生監視指導事業につきましては、市内の食品の安全を確保するために、関係法令等で規定する届出事務を行うとともに、適正な監視指導を計画的に行うものでございます。

②食品衛生啓発事業につきましては、食品に関する事故や、食中毒の発生を防止するために、各事業者等に安全性、或いは市民の安全安心な食生活を提供するための啓発事業を行っているところでございます。

③食品衛生自主管理推進事業につきましては、食品衛生法で定めております HACCP の制度を市内各事業所の方に普及啓発するものでございます。

(4) 検査事業のうち、①検査施設管理運営事業につきましては、食に関する、或いは生活衛生に関する検査機器の維持管理の事業でございます。

②衛生検査事業につきましては、食中毒、或いは食中毒を疑う食品、或いは感染者の状況等を調査し感染拡大防止に努める事業でございます。

③環境検査事業につきましては、主に市の環境政策課の依頼を受けて事業を推進するものでございます。

以上、衛生課の説明とさせていただきます。

続きまして7ページをお願いします。

動物愛護センターの主な事業を説明させていただきます。

(1) 動物愛護推進事業の①動物愛護管理事業では、動物の愛護等適正飼養などの啓発を行うとともに、犬猫の保護や譲渡、動物取扱業者などの許可及び指導業務を行っております。

②の地域猫活動支援事業では、所有者不明の猫に係る糞害など、生活環境の保全を図るため、地域が行う地域猫活動に対して、不妊去勢手術等の支援を行っているところです。

④の動物愛護センター施設改修事業でございますが、センターにつきましては開設後14年が経過しております。老朽化している空調施設の改修工事を行うため、今年度、工事に係る設計業務を行っており、来年度に工事を実施する予定としております。

(2) 狂犬病予防対策事業では、狂犬病予防法に基づき、飼い犬登録と狂犬病予防注射事務を滋賀県獣医師会の協力を得て実施をしております。引き続き、関係機関と連携を図りながら、人と動物が共生できる豊かな社会の実現のため、啓発指導に努めていきたいと考えております。

以上、動物愛護センターの説明とさせていただきます。

引き続きまして8ページから10ページをご覧ください。

保健予防課の松浦です。よろしくお願いたします。

保健予防課においては、主に感染症予防対策事業と予防接種事業、難病支援事

業、精神保健福祉事業、健康被害対策事業の5事業を実施しています。

まず、(1)感染症予防対策事業については、感染症発生動向調査、また、感染症の届出があった場合は、疫学調査や接触者検診などを行い二次感染の予防に努めています。また、新型コロナウイルス感染症での経験を生かし、今後、新たな感染症に対して適切な感染拡大防止対策が講じられるよう、施設や教育担当者への研修会を開催しています。また、新たな感染症の発生に備えた、大津市感染症予防計画を令和5年度中に策定いたします。

エイズや梅毒などの特定感染症予防対策については、引き続き、相談及び検査を実施しています。また、予防接種法に基づく追加的風疹対策については、抗体検査を令和6年度まで実施します。

結核予防対策については、特に高齢者の罹患率が高いことから、そのご家族さんも含め接触者検診を実施し、早期発見、早期治療に努めています。

感染症の予防、感染者の患者に対する医療費については、感染症医療費負担事業にて、患者が適切な治療を継続して受けられるよう支援を行います。

次に9ページをお願いします。

(9)予防接種事業については、感染症の蔓延及び感染症の重症化を予防するため、予防接種法に基づく予防接種について、適切かつ安全に実施することに努めています。予防接種法に基づく追加的風疹の対策については、予防接種を令和6年度まで実施します。

新型コロナウイルスワクチンの接種対策については、令和5年度は春回接種と秋回接種の2回実施しており、費用負担なしで接種できる特例臨時接種については令和5年度までとなっております。

次に(3)難病支援事業につきましては、特定医療費支給認定事業として厚生労働大臣が指定した338疾患について、医療費が公費負担されるため、この申請窓口事務を県より受託し、市民の利便性向上を図っています。

次に(4)精神保健福祉事業につきましては、一般精神、思春期・ひきこもり相談の他、医療や在宅療養に関する相談、また、家族交流会、家族会支援を実施しています。

次に10ページをお願いします。

自殺対策としては、令和5年度に計画策定いたしました大津市自殺対策計画に基づき、令和2年度に大津市自殺対策庁内連絡会を立ち上げ、当課に配置している命をつなぐ相談員と連絡会のメンバーが連携するとともに、救急告示病院6病院と連携し、自殺未遂者の相談事業を行い自殺対策に取り組んでいます。

また、精神障害の疑いのある方が地域で安心して生活できるよう訪問支援を行う、早期介入支援事業につきましては、現在15名の方への訪問支援を、専任の支援員3名と医療機関を含む支援者と連携しながら実施しています。

最後に(5)健康被害対策事業につきましては、被爆者対策についての医療費の給付、各種手当の支給等、また、アスベスト対策については、健康被害を受けら

れた本人または遺族に対し救済給付の受付事務を実施しています。

以上、保健予防課の説明とさせていただきます。

続きまして、健康推進課の事業につきまして、藤本よりご説明させていただきます。11 ページをご覧ください。

健康推進課におきましては、市民の健康の保持増進や母子保健事業につきまして実施しております。総合保健センター運営事業、母子保健事業、健康増進事業、国民健康保険事業の4つの事業を行っております。

本日につきましては、特にお伝えしたい項目についてご説明させていただきます。

11 ページの(2)母子保健事業の④母性保健事業についてのうち、伴走型相談支援事業は、令和5年2月から新たに開始し、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して子育て家庭に寄り添い、相談支援や必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援と、こども未来局が行う経済的支援を一体として実施するものです。

続きまして、12 ページをご覧ください。

⑧不育症治療費助成事業につきましては、これまでの事業に加えまして、新たに先進医療に係る不育症検査費用の助成を開始しております。

次に(3)健康増進事業の⑥歯科保健推進事業のうち妊婦歯科検診は、令和5年度から検診費用を無料化とさせていただきます。

次に13 ページをご覧ください。

⑨がん対策推進事業につきましては、次期大津市がん対策推進基本計画の策定に向け、今年度は市民意識調査及び事業所に対する意識調査を行います。

⑩各種がん検診推進事業のうち胃がん検診につきましては、国の指針に基づき、令和5年度よりエックス線検査の対象年齢を50歳以上、2年度に1回の受診とし実施させていただいております。

次に、(4)国民健康保険事業につきましては、次期国民健康保険保健事業計画、データヘルス計画及び国民健康保険特定健康診査等実施計画を策定いたします。12月にはパブリックコメントを予定しております。

以上、健康推進課の事業説明とさせていただきます。

続きまして、子ども発達相談センターのご説明をいたします。

14 ページとなります。

子ども発達相談事業では、3歳6か月児健診を終えた幼児から中学生までの発達に関する専門的な相談を行っております。医師、保健師、発達相談員等が専門相談を行い、学校や園との連携を行って、子供の健やかな心の成長と保護者の子育てをサポートしています。

また、乳児健診や併設している教育支援センターをはじめとする関係機関と連携をし、就学前後で途切れない支援のシステムを作っております。また、保護者

をはじめとする市民や関係職員を対象とした研修会・学習会等も開催しております。

説明は以上となります。

議 長

ありがとうございました。

ご説明が終わりましたので、ご質問等がございましたらお願いします。

委員の皆様いかがでしょうか。

どうぞ。

福 田 委 員

5 ページの総合保健対策事業の食環境整備事業になるのか、それとも、他の事業かわかりませんが、地域でのお年寄りに対する弁当配布について、コロナ禍では乾き物やレトルトなどで間に合わせておられたのですが、最近また、調理して配布するというようになってきております。

何年か前には、それをマイナス 20 度で原則保管し、もし事故があったときには、そういうものを市で調べるということだったのですが、それを本当にやっていると大変だと思うのですけれども、現在はどのような指導をされておられますか。

事 務 局

衛生課の丸山です。

市内の事業所での、お弁当の配布、給付という事業についてご質問いただいたと思います。

衛生課では、そういうお弁当の事業をされる場合、各施設において一定の許可期間を設けてその事業を許認可しており、施設でどういう衛生管理をされているかといった監視・指導をさせていただいています。

食品衛生法に基づいた形の事業運営が適正にされているかというところで見守っているというところでございます。以上です。

議 長

ありがとうございます。

よろしいですか。

福 田 委 員

5、6年前はですね、給食などをお作りになる責任者の方を呼んで、非常に厳しく、ここでどういうふうな管理をなさいというようなことがあったのですけれども、その際、問題となるのは、マイナス 20 度であれば冷凍庫を、それぞれの学区で持っているわけがないので、こういうものが本当に必要であれば、何か別の方法を考えないといけないのではないかと思っていたのです。お年寄りが多いものですから、食事される人はですね。現在、どういうお考えで、今後も何かそういう対策を考えられるのかどうかということをお聞きしたいと思ったのですが。

事務局

衛生課の折目と申します。

マイナス 20 度での保存というのは、基本的には給食施設における保存食の管理であるかと思われま。す。ので、給食施設ですね、学校給食であるとか保育所給食であるとか、また事業者で食品を提供されておられるところについても、安全管理という部分ではされているかと思うのですが、今おっしゃっていただいた地域でのお弁当配布については、必ずマイナス 20 度で保存食を実施してくださいという形にはなっていないと思っております。

議長

はい。ありがとうございました。

他、いかがでございますか。特にございませんか。

それでは先に進めさせていただきたいと思います。

議事 2、令和 5 年度おおつ保健医療プラン 2019 第 3 期大津市保健医療基本計画専門部会の会議結果について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

はい。説明させていただきます。

資料 2 をお願いいたします。

令和 5 年度おおつ保健医療プラン 2019 第 3 期大津市保健医療基本計画専門部会の会議結果について説明をさせていただきます。

大津市保健所運営協議会では、おおつ保健医療プラン 2019 第 3 期大津市保健医療基本計画に関することを審議する専門部会を設置しております。令和 5 年度は 8 月 30 日にオンラインと会場参集の併用の方法により、9 名の委員様にご参加いただき、計画の進捗状況に関してご審議いただきました。その結果をご報告させていただきます。

専門部会の議題は、令和 4 年度アクションプランの評価及び令和 5 年度アクションプラン、第 4 期大津市保健医療基本計画の策定についてでございます。

アクションプランにつきましては、保健医療プランが目指す市民のあるべき姿の実現に向け、年度ごとの具体的な活動内容を記すとともに、事業費や活動量を示す指標などを記したものです。各施策の実績の把握と、その結果が各分野の目指す姿にどのように影響を与えているかを総合的に見て、自己評価に活用するために作成しているものです。評価により、目指すべき姿の実現に対して貢献度が高い取組は拡充し、低い取組は改善や、場合によっては取り止めるなどの必要な見直しを行い、計画の実効性を高めていくこととしています。

専門部会では、このアクションプランの自己評価結果をもとに、各委員様からご審議をいただいたものです。

主な質疑応答については、6 会議概要に記載しております。

委員の皆様方からは、健康推進員養成講座や介護予防講座等の受講者数が減少している要因についての質問や、がん検診受診率の向上のための取組の必要性な

ど、それぞれの立場や専門にされている分野を中心に、ご質問やご意見をいただきました。

新型コロナウイルス感染症の長期化により、活動が減少した事業も多く見られたところですが、専門部会でいただきましたご意見を踏まえまして、課題点の再整理を行い、計画目標達成に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上、議題2、令和5年度おおつ保健医療プラン2019専門部会の会議結果についてのご説明とさせていただきます。

議 長

はい。ありがとうございました。
ただいまのご説明につきましてご意見ご質問ございましたらお願いします。
安孫子委員はこの会議出られていますかね。
この専門部会について、何かご意見ございますか。

安孫子委員

薬剤師会の安孫子でございます。
私も専門部会に出席させていただいたのですが、ここに書いていただいている質疑応答は、これで結構だと思います。
また、後でちょっと医薬品の乱用、私いつもこればかり申していますが、ちょっとそれについて、また後ほど質問をさせていただきたいと思います。

議 長

はい。ありがとうございます。
何かご質問、ご意見ございますか。
特にないようですので先に進めさせていただきたいと思います。
議事3、第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会の設置について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

はい。それでは資料3をお願いいたします。
第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会の設置についてご説明いたします。
令和元年度から6年間の計画として策定いたしました、おおつ保健医療プラン2019第3期大津市保健医療基本計画については、先ほどご説明いたしました通り、専門部会を毎年度開催し、目指す姿の実現に向けた事業の進捗や課題の改善状況を、計画策定に携わっていただいた関係団体や委員の皆様と共有し計画を推進して参りました。
当計画は、令和6年度に終期を迎えることから、今年度に市民意識調査を実施し、令和6年度に次の第4期計画を策定いたします。
次期計画の策定に当たりましては、滋賀県の医療計画等の内容を踏まえ、地域の特性を反映させた独自性のある計画とする必要があります。そのため、有識者から専門的立場で幅広い意見を聴取し次期計画に反映することが重要であると

考えております。よって、大津市保健所条例第7条第1項の規定に基づく大津市保健所運営協議会の専門部会として、第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会を設置し、計画の策定に関する審議をいただきたいと考えております。

専門部会の概要ですが、専門部会の名称は第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会といたします。設置期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとしております。

開催回数につきましては、下にスケジュール案を記載しておりますとおり4回としております。委員は10名以内とし、専門部会の委員は大津市保健所運営協議会の委員及び学識経験のある者、その他適当であると認められる者のうちから市長が委嘱します。

委員構成については、現行計画の進捗評価に参画いただいている団体様等へご依頼をさせていただき予定をしております。

以上、議題3、第4期大津市保健医療基本計画策定専門部会の設置についてのご説明とさせていただきます。

議 長

はい。ご説明ありがとうございました。
ご意見ご質問はございますでしょうか。
委員へはいつごろから依頼されますか。

事 務 局

予定では、設置期間が4月1日からですので、2月中旬頃に依頼させていただき、3月中旬頃にはご回答いただければと思います。

議 長

早目に各団体等へ依頼をお願いします。

事 務 局

はい。できるだけ早くお知らせするようにさせていただきたいと思います。

議 長

お願いします。ということですので、今日ご参加の委員の方には、まずご認識いただけたらと思います。
他に何かご意見ございますが。
どうぞ。

福 田 委 員

私ばかりですいません。福田です。

この第4期の計画、これで良いのかどうか分かりませんが、民生委員としてですね、大津市は高齢化がどんどん進んで参りまして、それと地形的にすり鉢のような坂道のところが多いもので、買い物と、それからもう1つはやはり医療関係ですね、介護の行き帰りはもちろんなのですが、お医者さんに行くときの交通手段ですね、病院に入ってしまうばいいのでしょうかけれども、やはり町のお医者さんにかかるということになった場合、その辺が一番皆、心配されています。そ

ういうアンケートを代表的なところで取ってみようかという動きは、社会福祉協議会の方でやっています、そういうデータを見ながら何か対策をですね、第4期の計画か、もっと後になるかもわかりませんが、その辺を少し考えていただければありがたいと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。
保健総務課いかがですか。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。なかなかやはり交通手段として、バスとか電車とかあると思うのですが、できるだけ皆さんの利便性が向上できるように大津市としても都市計画部などで考えていると思いますので、次の計画の中でどこまでそれが盛り込めるかという問題もありますが、いただいた意見を策定の専門部会や作業部会の中で検討して参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。
他にご意見はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。それでは先に進めさせていただきます。
議事4、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会の会議結果について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をさせていただきます。
資料4をお願いいたします。
健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会の会議結果について説明をさせていただきます。

当専門部会は、令和5年度を終期とする健康おおつ21（第2次計画）及び第3次いのちを育む大津市食育推進計画の次期計画を策定するために、今年度、大津市保健所運営協議会のもとに設置しております。

健康おおつ21は健康増進法に基づき策定する計画であり、大津市食育推進計画は食育基本法に基づき策定する計画ではありますが、健康増進と食育の取組はお互いに関係性が強く、総合的に推進していくため、次期計画については一体的な計画として現在策定を進めているところであります。

専門部会には三師会をはじめ、公衆衛生や食品衛生、栄養関係等の専門分野の皆様にご参画いただき、計画内容の審議をいただいております。今年度、現在までに3回の会議を開催しましたので、その結果をご報告させていただきます。

第1回目は7月19日に会場とオンラインの併用により開催し、8人の委員様にご参加いただきました。専門部会の概要や、現行計画の概要報告及び現行計画の最終評価や、次期計画の骨子案についてご審議いただきました。委員の皆様か

らは、企業と連携した活動を行っていくことについて、企業の社会貢献へのニーズが高まっている中でチャンスでもあり、積極的に推進していただきたいという意見や、環境に配慮した食生活を送っている市民の増加の指標では、食品ロスなどの一部だけで高評価となっているが、学校給食での市内産・県内産の地場産品の使用割合では評価が低く、持続可能な食環境という点では課題があるのではないかなどのご意見をいただきました。

第2回目は9月26日に10名の委員様にご参加いただき、計画素案の方向性についてご審議いただきました。委員の皆様からは、郷土料理や食文化の継承に関する取り組みについての質問があった他、健康づくりは小さいころからの教育が大切で、学校での啓発を大切に、学校での体験から家庭に問題意識が派生していけると良いという意見があった一方、学校教育だけでなく、親世代への働きかけを、企業や地域からも行っていくことが、効率的な取組になるのではないかなどのご意見をいただきました。

第3回目は11月1日に6名の委員様にご参加いただき、これまでのご意見等を踏まえて作成した計画素案についてご審議をいただきました。委員の皆様からは、評価指標の目標値について、増加や減少だけではなく、具体的な数値を目標値として設定した方が評価しやすいのではないかなど、計画策定後、どのように推進していくかが重要といったご意見などをいただきました。今後は、議会への報告やパブリックコメントを経て、大きな変更がなければ、書面にて報告させていただきます、最終計画案としてまとめる予定をしております。

以上、議題4、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会の会議結果についてのご説明とさせていただきます。

議 長

はい。ありがとうございます。

それでは、ご意見ご質問はございますでしょうか。

特にないようですので次に進ませていただきます。

議事5、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画の推進に係る専門部会の設置について事務局から説明をお願いいたします。

事 務 局

はい。それでは資料5をお願いします。

健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画の推進に係る専門部会の設置についてご説明いたします。

議事4でご説明いたしました通り、現在、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画を策定しております。本計画策定後は、計画に定める各種事業を着実に推進するため、医療関係団体、健康関係団体、行政など、健康づくりに関わっているそれぞれの主体が連携を図りながら、毎年度、取組みごとに設定した指標の改善状況等を把握し、進捗評価をすることが大変重要であると考えております。

そこで、大津市保健所条例第7条第1項において、専門の事項を審議させるため必要があるときは、協議会の意見を聞いて、協議会に専門部会を置くことができると規定されていることから、計画の推進及び進捗評価に関する事項の審議を行うため、専門部会を設置するものです。

専門部会の名称は、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画専門部会とします。設置期間は令和6年7月1日から令和18年3月31日までの予定で、年に1回の開催とします。

委員は10名以内とし、専門部会の委員は大津市保健所条例第7条第2項の規定により、大津市運営協議会の委員及び学識経験のある者、その他適当と認められる者のうちから市長が委嘱します。

委員構成については、本計画の策定に携わっていただいた団体様等へご依頼をさせていただく予定です。

以上、議題5、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画の推進に係る専門部会の設置についてのご説明とさせていただきます。

議 長

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご意見ご質問はございますでしょうか。

どうぞ。

安孫子委員

薬剤師会の安孫子でございます。

大津市食育推進計画について、令和4年度版事業年報の75ページ76ページの中で、いろいろと数値目標のことを書いていただいているのですが、次回の計画の中にですね、カフェインの過剰摂取がこの頃すごく問題になっておりまして、日常生活の中でたくさんのカフェインエナジードリンクとかを、普通にそこらでいっぱい売っているわけですけども、1本に関してはそれほど量ではないけれども、それを過剰に摂取しているという現状がすごく見受けられます。

私は学校薬剤師をしておりまして、学校からのお話を聞いていまして、朝にご飯食わずに、エナジードリンク2本飲んで来るんやということで自慢しているような、やはり中学生ぐらいでしたら、みんなと競い合いたいとか、みんなと同じようにしたいという気持ちもあるのか知りませんが、それを誰が買ってきているのか、おうちの人が空き缶とかを見ているはずですし、たくさん飲んでいるという状況を見ているのか見てないのかわかりませんが、そういう辺りやはり正しい食生活ですね、76ページのところに、①正しい「食」の知識の普及啓発のための情報提供とか、②望ましい食習慣や知識の習得ということを活動の重点テーマということで書いておられますし、こういう中で、カフェインの過剰摂取が起こらないように、カフェインを取ってはいけないわけではないので、一応の摂取量の目安というののもちゃんと示されておりまして、成人、子供、妊婦などでそれぞれの状況によって、一応の目安というのがありますので、そう

いう辺りもしっかりと皆さんにわかっていただいて、カフェインを過剰摂取しないような日常生活が送れるように、そういうことも、指導というか啓発活動していただきたいと思います。

それをちょっと読み込んでいただければと思います。以上です。

事務局

衛生課の折目です。

今お話いただきましたような、カフェインの問題であるとか、それ以外のサプリメントの問題であるとか、いろいろ食事摂取というか食事の内容については、いろんな課題があるかなと思います。

その時々の問題になっているようなテーマであるとか、それから、ニュースになっているような、トピックス的な問題であるとか、そういったものをしっかりととらえまして、それぞれの学校であるとかそれから地域の方のご協力もいただきながら、啓発に努めて参りたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

それでは、全体を通して何かございましたら、ご意見をちょうだいしたいと思います。

木村委員いかがでしょうか。

歯科の関連とか気になるところはございませんか。

木村委員

この大津市保健所事業についての資料なのですが、ここで令和4年度決算、令和5年度予算というのが出ているのですが、これ、増えているのも減っているのも、いろいろとでこぼこしているのですが、ここはどういう理由で減ったとか、或いはここはもうこれぐらいでいいのだとか、そういうことの説明というのはどこかでされているのですかね。どうでしょうか。

議長

決算額と予算額の差のあるところですね。

説明していただけるようでしたらお願いします。

特に気になるところはありますか。

木村委員

特にという意味では、4ページの①地域医療推進事業で決算額が973万円ですが、予算額が3,800万円に増えているのですね。これは何か大きな、増加要因があるのかというところがちょっと気になったので、お願いします。

事務局

はい。地域医療政策課荒木です。

今ご質問いただきました、地域医療推進事業の、令和4年度の決算額と令和5

年度の予算額のこの差ですけれども、令和5年度から新たな事業を展開しております。具体的には、訪問看護体制拡充事業というのを、この令和5年度から始めたところでございますけれども、先ほど事業の説明の中で、機能強化型訪問看護ステーションの充実を図って参りたいと申し上げたと思うのですけれども、そのことに関係する事業費を、この令和5年度から計上しております。それが2,000万円ほど増額になっているところでございます。

あと、令和4年度とのこの額の差につきましては、いわゆる予算の金額の不執行であったり、そういったことも関連して参りますので、純粋に新たな事業が増えたということで申し上げますと、先ほど申し上げた訪問看護体制の拡充事業を始めたということが大きな違いでございます。

よろしいでしょうか。

木村委員 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。
他いかがでしょうか。
吉村委員、何かございますか。

吉村委員 すいません、ちょっと教えていただきたいことがあるのですが、資料13ページの⑪がん検診についてなんですけれども、確か広報おおつなどで、がん検診は2年に1回の検診ということになっていたと思います。

私は素人でわからないのですが、何で2年に1回なのかと思って。それと、74歳は2年に1回で、75歳になったらもっと減るのですかね。胃がん検診の、例えばバリウムとか胃カメラとかありますよね。

それを何故私がそう言うかと言いますと、私ずっと人間ドックで、毎年胃カメラを受けていたのです。今年、最後にしようかなと思った胃がん検診で、胃がんが見つかったんですよ。それで、先生がおっしゃるのには、「先生、私毎年胃がん検診受けているのですけれど、こんなことなかったんですけれど」って言ったら、「あなたね、毎年受けているから見つかったのですよ」って言われたんです。それがもし、2年に1回しか受けられないということになれば、今見つかったらちょっとやったんですけれど、2年たっていたら大きくなってしまよね。私はわからん。何で2年に1回しか受けられないのですかね胃がん検診。バリウムにしても、胃カメラにしても、ちょっと教えて欲しいのですけれど。

それで、本当にね、本当に初期やったのですね。先生も最初は、これ、胃潰瘍かなっておっしゃって、細胞診とられたんです。細胞診とったら、やっぱりこれはがんでしたと言われたんです。

それが本当に2年に1回しか受けていなかったら、ちょっとしたがんが2年の間に大きくなって、ステージ4なんて手遅れになっているかもわからないので

す。2年に1回しか受けられないって、何でなんですかね。教えてください。

事務局

健康推進課の藤本です。

まず、胃がん検診なんですけれど、年齢が50歳以上ということで、それ以上の方であれば、受けていただけることになっています。

この令和5年度からは、今、吉村委員おっしゃったように2年度に1回ではあるのですけれども、この大津市が実施しておりますがん検診につきましては、国の検診の指針がございまして、そちらに基づいて検診を実施させていただいております。

基本的には、特に気になる症状がない方が検診の対象ということになっておりまして、もし何か気になる症状がある方、自覚症状がある方は、この検診ではなくて、もう受診をしていただくということをお願いしております。

国の指針におきましては、特にこの胃のエックス線検査につきましても、大津市は胃内視鏡検査もさせていただいているのですが、どちらの検診も50歳以上で、2年度に1度の1回の検診で良いというふうになっているところから、そのようにさせていただいているところでございます。

年齢の上限はございませんので、胃がん検診は、今の50歳以上2年度に1回で受けていただけるということで、エックス線と胃内視鏡を両方受けていただくということではできないのですけれども、どちらかを受けていただけるということで、実施させていただいております。以上です。

吉村委員

本当に私、何の自覚症状もなかったんです。胃もたれがしているわけやないし、胃が痛いわけでもない。何の自覚症状もなく、胃カメラをしたら見つかったんですね。ですから、本当に正直に2年に1回ずつしか受けなかったとしたら、本当にもうステージ4とかなっている可能性もなきにしもあらずですよ。ですから、どうなんかなあと。

その2年に1回というその基準を作られるのは何でかなあと思うのですけれども、その人それぞれなのですからね。

事務局

お答えします。

がんってそのできる場所とか種類によって大きくなる速さが全然違うのですね。最初のがんって1つの細胞の何か異常から始まっていて、その時には、そのがん細胞が1個、2個とか10個、20個ぐらいあっても全然見つけることができない、余りにも小さくて、画像で見てもその便潜血見てもわからないのですね。それが、全然どんな検査でも見つけられないような時期から、どんどんどんどん細胞が増えていって大きくなっていって、例えば内視鏡だったら見つかる大きさとか、CTだったら見つかる大きさとか、場所によって違いますけれども、少しずつ大きくなっていくし、大きさの育ち具合がそれぞれのがんの種類によって違

って、例えば、比較的ゆっくりと育っていくようながんだったら2年に1回の検診でいいですよとかいうふうなこともあるし、育つのがすごく早いとかそういうがんであったら1年に1回だとか、例えば、もっともっと速度の速い急性白血病みたいなものだったら、検診で間に合わないんですよ。がん細胞が体の中に生まれてきて、あつという間に白血球の数が10万とかになるまで、もう本当に数週間の間に進んでしまうから、それぐらいに大きくなる速度が速いがんだったら、ある意味その定期的ながん検診というのが意味がなかったりして、そういったがんの種類によりますけれども、その大きく発育するスピードによって、国がその大規模のいろんな調査をする中で、例えばこのがんだったら、1年に1回していけば、画像で見つかるぐらいの大きさと、かつ進行がんにならない範囲で治療ができる範囲で見つかるだろうということら辺で、期間がそれぞれ種類によって決まっているってところです。

がん検診はもともと毎年やっている検査だったんですけど、胃の内視鏡検診が始まってからは、比較的早く見つかることもありますし、あとは胃内視鏡検診のすごく大規模な調査の中で、数年に1回程度を受けていけば、死亡の割合を減らすことができるよってということがはっきりされたので、そういった時期に2年に1回ということになりました。

なので、ちょっとなかなか1年のものがあつたり、2年のものがあつたりするのでもやもやするのと、自分が本当に何かあつたときっていうことで心配になるというところがあるのですけれども、がんの育つスピードによるというところで期間が設定されています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。
それでは何か。はいどうぞ。

事 務 局 保健総務課の大石です。
オンラインで参加いただいている委員の皆様には大変申し訳ございません。
先ほど音声少し途絶えてしまったというふうに思いますので、もし説明が必要な箇所等がありましたら教えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議 長 河南先生いかがですか。

河 南 委 員 聞こえてなかったところは何か聞こえてなかったのかがわからないので、ちょっと何を聞いていいのかがわからないので、仕方がないので後で議事録拝見いたします。

議 長 はい。ありがとうございます。

近棟委員 近棟委員いかがでしょうか。

近棟委員 私も同意見で、ちょっと聞きたいところが、わからないので質問のしようもないところなのです。申し訳ないです。

議長 わかりました。ありがとうございます。
議事録、また見ていただくようにしましょうか。

事務局 ありがとうございます。申し訳ございませんでした。
また議事録の方を送らせていただくようにしますのでよろしく願いいたします。

議長 それでは、辻田委員いかがでございますか。

辻田委員 特にございません。

議長 はい。それでは、すいません、音声途切れたのでちょっと意見が言いにくいかもしれませんが、河南先生、全体通して何かございましたらお願いします。

河南委員 拝聴できていた範囲内では特にございません。
ありがとうございます。

議長 はい。ありがとうございます。
近棟委員いかがでございますか。

近棟委員 特にございません。
どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。それでは他にどうですか。
どうぞ。

安孫子委員 薬剤師会の安孫子でございます。
いつも私はこの話ばかりしているのですけれども、市販薬のオーバードーズの話ですけれども、精神科を受診されていて、薬物依存で治療を受けておられる10代の患者さんの中で、オーバードーズによる人はもう5割を超えているという現状があるようでございます。
やはり、この資料の109ページですね、精神保健福祉相談、訪問等という項目の中で、相談に来られた、相談を受けた人で思春期の方は結構多い。その中でも

女性も結構多いというような状況が読み取れるかなあとと思います。この思春期の方ですけれど、この時期特有の心理状況とか、それから家族関係のこともあると思いますし、この頃のSNSでの情報の拡散とかの状況もあると思います。

いろんなことが要因であるかと思いますが、でもここに来られている方は、相談をできているわけですけれども、相談に来られない人、それから助けてと言えない人、そのような社会的な孤立に陥っている方、そういう方をやはり救ってあげないといけないと思うのですが、保健所として、どのような方策があるかというお考えがあれば、お聞かせいただきたいなと思います。

事務局

保健予防課の大下と申します。ご質問ありがとうございます。

うちの保健予防課で、命をつなぐ相談員派遣事業というのをやっているのですが、昨年度、29名の新規の方がいらっしゃって、そのうち20名が、過量服薬で、今年状況でも10代の方、20代前半の方のオーバードーズが大変多くなっております。

その方たちは、救急告示病院を介して命をつなぐ相談員派遣事業を知っていただいて、同意をいただいて、かかわらせていただいております。

自分からSOSをなかなか出せない方について、こういう病院さんと連携して、ご本人やご家族の同意をいただいて、病院までお会いしに行き、丁寧な支援をしているところが、この年報からは見えにくいのですが、そういう状況がありますので、この事業も10年目になりますけれども継続していこうと思っております。以上です。

安孫子委員

そういう声も上げられない方って結構おられると思うのです。そういう方同士で横の繋がりだけで心の支えになっている。その方たちはもうオーバードーズしか考えられない。あとは自傷行為にいたり、そういうことの流れの中もあると思うのですけれども、本当に埋もれてくる子供たち、思春期の方の20代ぐらいの方もたくさんいらっしゃるらしいのですけれども、そうした方をどうしたら救ってあげられるんやろう、SOSをどういう形でキャッチしてあげたらいいのだらうというところはちょっと欲しいなあと、私は日常的に思っているのですが。

すいません、警察の方、申し訳ないですけどいかがでしょうか。

辻田委員

一応当然のことながらですが、オーバードーズということは自殺企図という話になりますので、自殺企図を認知すれば警察は現場の方に赴きます。

大概の方が自殺企図をされても命に別状がないという状況ですね、人によっては搬送さえもされない方もおられます。

当然うちの方としては、臨場すれば消防さんと連携してですね、うちは事情聴取をして、消防さんの方が病院の方に搬送していただけるということで、余りに

もひどい、関係機関と連携していく必要のあるような患者については、申し訳ないですが、こちらの方からその都度、連絡させてもらっていると思います。

同じ方に対して通報が2度3度ある場合もありますので、申し訳ないですけどその都度、また通報させていただくことになると思いますので、協力の方またよろしくお願いします。

やはりオーバードーズで通報される大概の方は、自分で通報される方もおられるのですけれども、子供さんであれば子供さんの対応をされる市の機関があると思いますので、そちらの方とかとの連携もあってですね、対応はしているつもりではございます。

事務局

そのことで追加でいいですか。

今まで依存症というとアルコール依存のことがすごくクローズアップされていて、そのあたりのオーバードーズのこととか、薬物依存、ギャンブル依存の辺りはちょっと日が当たらない存在だったのですけれども、最近、委員が言ってくださったようにいろいろと問題が出てきているところです。

そういった中で現在、滋賀県の方で今作っているところなのですけれども、滋賀県の依存症総合対策計画というのを今年作っていて、それが来年度から発効することになっていまして、その中では今までのアルコールだけではなくて、ギャンブル依存とか、オーバードーズを含む薬物依存も含めて考えていくということになっています。

そういった中では一応、地域の相談窓口としては各保健所が位置付けられて、さらにその専門的な機関として、精神保健福祉センターとかそのあたりのところが二次の相談の位置付けというふうな形で今進んでいますけれど、最終どうなるかわからないです。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

他ございますか。

事務局の方から何か追加ありますか。

どうぞ。

事務局

すいません、事務局からですけれども、8月30日の専門部会におきまして安孫子委員からご意見いただきまして、その2日後ですかね、9月1日の京都新聞で薬の過剰摂取という社説が掲載されていて、その記事によりますと、厚労省の調査では2021年の8ヶ月間で急性中毒患者が122人おられた。その平均年齢は25.8歳と非常に若い方が多くて、そのうち女性が8割ということでございます。こういったことも踏まえまして、大津市のホームページに保健所としましても、そもそも市販薬においても用量用法を守らずに過剰接種すると、健康被害或いは依存性があるので、やめられなくなりますよということを広く一般市民の方に啓

発させていただきます。以上でございます。

議 長

はい。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

それでは他にご意見もないようですので、以上をもって議事については終了とさせていただきますと思います。

議事の進行にご協力いただきましてありがとうございます。

また事務局におかれましては、本当によく頑張っていたいただいているというか、私もいろんなことで接しさせてもらっていますけれど、ご努力いただいていることに感謝を申し上げます。地域の保健行政の推進にですね、さらにですね、ご尽力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議長の任を終えたいと思います。

ありがとうございました。

事 務 局

重永会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様には、限られた時間ではございましたが、ご審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度大津市保健所運営協議会を閉会させていただきます。

(6) 閉会